

第103期 決算公告

2023年6月27日

札幌市中央区大通西4丁目1番地
株式会社 北海道銀行
取締役頭取 兼間祐二

貸借対照表(2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,480,393	預金	5,860,351
現預け金	70,850	当座預金	358,332
商品有価証券	1,409,543	普通預金	4,083,244
商品国債	1,618	貯蓄預金	83,462
商品地方債	105	定期預金	7,427
金銭の信託券	1,513	定期積金	1,288,111
有価証券	9,313	その他預金	9,485
国債	661,272	コールマネー	30,288
地方債	47,485	債券貸借引受入担保金	6,810
社債	214,070	借用金	93,925
株式	127,262	借入金	408,500
その他の中の証券	59,792	外國為替預金	408,500
貸出	212,661	国外未払他債務	398
割引手形書	4,358,785	外國未払債務	303
当座預金	7,080	その他未払債務	94
外國預金	76,615	未前払費用	38,071
外取立外預金	3,803,314	前給付補填金	3,074
その他の資本	471,775	融資	1,445
前払費用	5,866	融派生品	0
未収収益	5,822	金融商品等受入担保金	3,144
金融派生品	44	リース債務	274
金融商品等差入担保金	79,685	資産除却債務	501
為替決済差入担保金	885	その他他の債務	63
その他の資本	4,601	退職給付引当金	29,567
前払費用	2,783	役員退職慰労引当金	1,296
金融派生品	3,155	偶発損失引当金	37
金融商品等差入担保金	55,000	睡眠預金払戻損失引当金	452
その他の資本	13,259	支払承諾	466
有形固定資産	29,148	負債の部合計	32,576
建物	12,649	(純資産の部)	6,442,887
土地	14,543	資本	93,524
リース資産	395	資本剩余金	16,795
建設仮勘定	484	資本準備金	16,795
その他の有形固定資産	1,075	利益準備金	108,489
無形固定資産	2,582	利益準備金	9,720
ソフトウエア	1,601	その他利益剰余金	98,769
リース資産	134	繰越利益剰余金	98,769
その他の無形固定資産	846	株主資本合計	218,809
前払年金費用	6,708	その他有価証券評価差額金	△ 5,997
繰延税金資産	9,851	評価・換算差額等合計	△ 5,997
支払承諾見返金	32,576	純資産の部合計	212,811
貸倒引当金	△ 22,103	負債及び純資産の部合計	6,655,698
資産の部合計	6,655,698		

損益計算書〔2022年4月1日から
2023年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常 収 益	76,950
資金 運用 収益	51,858
貸出金 利息	41,344
有価証券 利息	8,756
コールローリング 利息	△ 1
買戻現利 利息	△ 9
買債券 貸借取引 利息	43
預け金 利息	1,580
その他 の受入 利息	144
役務取引 等 収益	16,103
受入為替手務 収益	3,909
その他 の他業務 収益	12,193
その他 の債券売却 収益	4,698
その他の債券売却 収益	4,698
その他の債券売却 収益	4,289
貸倒却債権取立て 収益	1,807
株式等信託運用 収益	2,211
資金その他 の経常 収益	29
	237
経常 費用	64,494
資金調達費	2,331
預金 利息	124
譲渡性預金 利息	0
コールマネー 利息	74
債券貸借取引支払 利息	2,114
借用金 利息	0
金利スワップ支払 利息	11
その他の支払 利息	6
役務取引 等 費用	9,367
支払為替手務 費用	419
その他の他業務 費用	8,947
その他 の外國為替 売買	14,745
外商品有価証券売却 費用	1,637
国債融通派生商 品買却 費用	19
金の他 経常 費用	13,088
株式等の経常 費用	0
株式等の経常 費用	34,981
その他の経常 費用	3,069
株式等の経常 費用	804
その他の経常 費用	497
	1,767
経特 別利	12,456
固定資産処分損	3
固定資産処分損	268
税引前 当期純利	12,191
法人税、住民税及び事業税額	1,343
法人税等 調合	2,136
法当 期純利	3,479
	8,711

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引

「無形固定資産」中のリース資産は上記（2）無形固定資産と同様に償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

現在は経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

① 債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定金額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額の差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、元本もしくは利息の返済猶予等、債務者に有利となる取り決めを行った貸出条件緩和債権、又は元本返済もしくは利息支払いが3か月以上延滞している債権を有する債務者のうち、上記以外の債務者（以下「要管理先」という。）に係る債権については、以下のいずれかの方法により計上しております。

- ① 債権額が一定金額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係る将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上することとしております。
- ② 上記以外の債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞している等、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のうち、上記以外の債務者（以下「要注意先」という。）、および業況が優良であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に係る債権については、事業性と消費性に区分のうえ、債権額に対し、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,774百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、発生年度から損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金制度については、2012年5月11日開催の取締役会で廃止することを決定し、2012年6月26日開催の定時株主総会にて、役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金の打ち切り支給が承認されております。

これに伴い、役員退職慰労引当金の繰入は2012年6月の繰入をもって停止し、既引当金については継続して役員退職慰労引当金として計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度等に基づく、将来発生する可能性のある負担金支払見込額及び他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額をそれぞれ計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来的払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによる会計処理、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 25 号 2020 年 10 月 8 日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 22,103 百万円

当行の貸借対照表に占める貸出金の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「6. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「翌期以降の業績回復見込みや中長期的な経営改善計画（以下、「経営改善計画等」という。）の実現可能性」であります。

なお、債務者区分の判定にあたり、一部の債務者については、過去の業績に加え、直近の業況及び経営改善計画等の実現可能性に基づき債務者区分を決定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

経営改善計画等の実現可能性の評価に用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,808百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,317百万円
危険債権額	61,715百万円
要管理債権額	11,674百万円
三月以上延滞債権額	60百万円
貸出条件緩和債権額	11,614百万円
小計額	77,707百万円
正常債権額	4,432,683百万円
合計額	4,510,391百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「業種別委員会実務指針第24号」に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,080百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	284,381百万円
貸出金	361,385百万円

担保資産に対応する債務

預金	357百万円
債券貸借取引受入担保金	93,925百万円
借用金	408,500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券998百万円、その他資産（為替決済差入担保金）55,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には保証金2,461百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,146,150百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,103,522百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・

有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 43,156百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,098百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は116,847百万円であります。
9. 1株当たりの純資産額 369円09銭
10. 関係会社に対する金銭債権総額 11百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 3,703百万円
12. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。
剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。
当事業年度における当該剰余金の配当は、ありません。
13. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.99%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	1,000百万円
役務取引等に係る収益総額	78百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	127百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	1,065百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	764百万円

2. 1株当たりの当期純利益金額

15円91銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 関連当事者との取引

(子会社等)

属性	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権等の所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	道銀カード株式会社	クレジットカード業務 信用保証業務	所有直接 100.00	役員の兼任	預金の受取	1,000	—	—
					債務保証(注1)	1,259,661	—	—
					保証料の支払 (注1)	1,064	未払費用	90
					代位弁済 (注2)	860	—	—

- (注) 1. 道銀カード株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、被保証の保証条件は信用リスク等を勘案し、両者協議の上決定しております。
2. 上記債務保証に関連して、各種ローン債務者が債務弁済の履行が困難になった場合には、道銀カード株式会社との契約に従い、同社から代位弁済を受けております。代位弁済の履行条件については、他の保証会社の事例等を参考にして、両者協議の上決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△16

2. 市場価格のない子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2023年3月31日)

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社・子法人等株式	2,527
関連法人等株式	—
合 計	2,527

3. その他有価証券(2023年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	39,553	17,516	22,036
	債券	113,200	112,405	795
	国債	27,474	27,020	454
	地方債	14,864	14,823	41
	社債	70,861	70,561	299
	その他	25,965	24,968	996
	外国証券	6,578	6,517	60
	その他	19,387	18,451	935
	小計	178,719	154,891	23,828
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	12,726	14,619	△1,893
	債券	275,617	280,447	△4,830
	国債	20,010	21,932	△1,922
	地方債	199,205	201,565	△2,360
	社債	56,401	56,948	△547
	その他	182,685	208,761	△26,075
	外国証券	120,040	135,309	△15,268
	その他	62,645	73,451	△10,806
	小計	471,029	503,828	△32,798
合 計		649,748	658,719	△8,970

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、上表には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)(※2)	4,987
組合出資金(※3)	4,007
非上場外国証券(※1)	0
合 計	8,995

(※1) 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)
第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当事業年度において、非上場株式について495百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	15,035	1,428	611
債券	223,690	4,420	4,190
国債	195,662	4,420	2,834
地方債	28,027	—	1,356
社債	—	—	—
その他	134,727	1,062	9,091
外国証券	94,698	26	8,749
その他	40,029	1,035	341
合 計	373,453	6,910	13,892

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は1百万円(株式)であります。

また、「減損処理」は、資産の自己査定における有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおりとしております。

破綻先、実質破綻先、 破綻懸念先、要注意先	株式は時価が取得原価に比べ下落、債券は時価が取得原価に比べ 30%超下落
正常先	時価が取得原価の50%以上下落、又は、時価が取得原価の30%超 50%未満下落かつ市場価格が一定水準以下で推移等

※ 減損処理の判定にあたって、株式の時価は、決算期末前1カ月の市場価格の平均に基づく価格としております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	9,313	△0

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	7,940	百万円
退職給付引当金	923	
有価証券評価損否認額	1,980	
減価償却損金算入限度超過額	249	
未払事業税	74	
その他有価証券評価差額金	2,957	
その他	1,225	
繰延税金資産小計	15,350	
評価性引当額	△3,714	
繰延税金資産合計	11,636	
繰延税金負債		
退職給付信託	1,616	
その他	168	
繰延税金負債合計	1,784	
繰延税金資産の純額	9,851	百万円